

2008年9月1日

弁護士法人エルティ総合法律事務所
IT-ADRセンター 御中

申立書

案件番号：第20-A-00001号 (※受付票のとおり御記入ください)

案件名：○○○○○○○○○○の件 (※受付票のとおり御記入ください)

項目		回答
関係者	申立人	駿台商○株式会社 代表取締役 鈴○一郎 (印) (※代理人がいる場合は押印省略可) 担当 山○花子 (システム部次長) 〒123-001X 東京都○○区○○町1-2-3 ○○ビル1F TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX メール h_yama@○○.jp <input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者 <input type="checkbox"/> その他 ()
	申立人代理人	駿○総合法律事務所 弁護士 山本○郎 (印) (※申立人に代わって押印) 〒123-020X 東京都○○区○○町4-5-6 ○○ビル5F TEL 03-ZZZZ-ZZZZ FAX 03-ZZZZ-ZZZZ メール yama2@○○.jp
	被申立人	株式会社中○システムズ 代表取締役 高○三郎 〒123-300X 東京都○○区○○町7-8-9 ○○ビル9F TEL 03-YYYY-ZZZZ FAX 03-YYYY-ZZZZ メール 不明 <input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 <input type="checkbox"/> その他 ()
契約	対象システム	C社の総合業務パッケージ・システム「POWER BUSINEZSSSS」(カスタマイズ) 見積管理, 契約管理, 受注管理, 発注管理, 在庫管理, 請求管理, 入金管理
	作業範囲	カスタマイズ設計, カスタマイズ実施, 移行・導入

条件	(フェーズ)	
	契約期間	2008年3月1日～2008年9月30日
	稼働予定日	2008年9月30日
	開発代金	85,000,000 円 (税抜) (パッケージ代込み)
	契約種類	<input checked="" type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> その他 ()
現在の状況	現在のプロジェクトの状況	カスタマイズ自体は設計を終え、構築も6割程度まで進んでおり、データ移行作業にも並行して着手がされた状況。トラブル発生後、プロジェクトは中断している。
	現在のシステムの状況	開発機にパッケージが導入されているが、カスタマイズ中であり、当然動作はしない。
申立内容	ADRの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 仲裁 <input type="checkbox"/> 合意ができれば仲裁
	仲裁合意の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
	申立の趣旨	1. 申立人は、被申立人に対し、申立人の現行のデータ構造に対応できるようにカスタマイズする作業を行うことを求める。 予備的に、 2. 申立人は、被申立人に対し、損害賠償金3500万円の支払を求める。
	求めたい事項	<input type="checkbox"/> 代金の支払を求める <input type="checkbox"/> 支払済の代金の返還を求める <input checked="" type="checkbox"/> 損害賠償の支払を求める <input checked="" type="checkbox"/> 委託作業の続行を求める <input type="checkbox"/> 瑕疵の修補を求める <input type="checkbox"/> 契約額の変更を求める <input type="checkbox"/> 履行期の変更を求める <input type="checkbox"/> その他契約条件の変更を求める <input checked="" type="checkbox"/> 契約範囲の確定を求める <input type="checkbox"/> その他

	上記の詳細・説明	<p>データ移行作業の過程で、現行データから移行可能なデータ構造と本システムで想定しているデータ構造に不整合があり、そのままでは動作させられないことが判明した。データ構造を見直すことは、これに必要な原始情報が残っていないため現実的でないので、現行のデータ構造に対応できるよう、カスタマイズを追加するしかない。ところが、中国システムズは、そのようなカスタマイズは契約の範囲外であるから、4000万円の追加代金がかかると言っている。しかし、当社は、契約締結前に、現行データに関する資料は提示しているから、そのデータで動作させられるようにするのは契約で予定されたカスタマイズである。</p> <p>A社は、契約の履行としてカスタマイズをすべきである。もし、カスタマイズしないというなら、契約を解除して、無駄になった人件費相当額3500万円を損害賠償請求する。なお、カスタマイズ対応するなら、当初稼働予定の9月にはこだわらないが、年末までには稼働させたい。</p>
--	----------	--